

***** ◇◆ 目次 ◆◆ *****

『無料』の勧誘は要注意！！

- ・「エステ」
- ・「浄水器」
- ・「無料点検」
- ・「スマホのゲームアイテム」
- ・「出会い系サイト」

「無料モニター募集中！」「キャンペーン期間中につき、今なら無料！」などと誘い、最終的には有料の契約に結びつけるといった「無料商法」による事例を紹介します。

〈「エステ」の事例〉

I 友人に誘われ無料エステ体験に行き、2回目も無料と言うので再び友人と行った。その際強引に勧誘され15万円の化粧品セットを購入した。後日、社長から誘われた食事会の席で、「あなたならオーナーで成功できる」と開業を勧められ、その場で開業する代理店契約をした。オーナーになるための資金として250万円必要だったので、借金をして開業したがうまくいかず、契約をやめたい。借金の返済にも困っている。

II チラシの無料クーポンで耳つぼダイエットを体験した。店員から「もっと痩せた方がきれいになる」と勧められ、1ヶ月コース12万円の契約をした。

《アドバイス》

安易に「無料」の勧誘にのらないようにしましょう。「無料」の勧誘は、「高額な契約」への入り口かもしれません。「無料」の内容、範囲、有料の契約を結ぶという条件が付いているのかいないのかなどを提供を受ける前に確認したほうがよいでしょう。また、有料の契約は必要なければきっぱりと断りましょう。しつこい勧誘などで困った時は、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

〈「浄水器」の事例〉

3日前電話で「ウォーターサーバーのレンタルと水の定期購入をお勧めしている。レンタルは無料で、水は毎月3千円で2本届く」と業者から勧誘があり、話を聞いていたら良いような気がして了承したが、よく考えると不要だと思い解約したくなった

〈「無料点検」の事例〉

水回りの無料点検の広告を見て、トイレの点検を依頼した。その際修理が必要だと言われたが、あまりに高額なので驚いた。本当に必要な工事かどうかわからないので、依頼すべきか迷っている。

《アドバイス》

電話勧誘、訪問販売の場合（「浄水器」の事例）は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリングオフができますが、店舗で購入したとき、自分から業者を呼んでサービスを依頼したときには、クーリングオフは適用されません。本当に必要なものかどうかよく考えてから契約しましょう。修理、工事などは、事前に複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。

〈「スマホのゲームアイテム」の事例〉

ゲームアイテムが無料でもらえるというサイトに登録した。ところが実際はゲームのイベントに参加できる権利が得られただけで、アイテムはもらえなかった。解約しようとしたが、なかなかできない。登録後1ヶ月の無料期間は過ぎてしまい、2ヶ月利用分として3万円を請求されている。

〈「出会い系サイト」の事例〉

無料の出会い系サイトで知り合った人から「このサイトの会員をやめることになった。別のサイトに登録してやりとりしましょう」と言われた。そのサイトに登録し、最初は無料でやりとりしていたが、相手の連絡先を知るにはポイントの購入が必要と言われた。また文字化け解除等のために、これまで200万円分のポイントを購入したが、相手の連絡先を知ることができない。

《アドバイス》

オンラインゲームや出会い系サイトなどを利用する場合は、何が無料なのか、いつまで無料なのかといった条件を確認する必要があります。「無料」と表示されていても、むやみに登録せず、利用規約等に必ず目を通し、費用や内容等を確認しましょう。不審な点や不安を感じたら、消費生活相談窓口にご相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp